

序章 桜川市環境基本計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

市は、多様化した環境問題に対応すべく、平成19年3月に『桜川市環境基本条例』を制定し、市の環境の保全に関する基本理念を定めています。

◆ 恵み豊かな環境を守り、将来の世代へと引き継いでいくこと

私たちは、自然の恵みによって生かされています。本市は、池沼や河川と八溝山系の緑に恵まれた美しい環境を有しており、その環境を現在から将来の世代にわたり、市民が安全で快適な生活を営むことができるよう、維持・向上させていこうとするものです。

◆ 人と自然とが共生できる環境を守りつつ継続的に発展する社会を目指すこと

私たちが豊かで文化的な生活を営むためには、これまでどおり自然との共生が必要です。環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、環境への負荷を最小限に抑えようと、多様な自然環境の恩恵を受け、継続的に発展することができる社会を構築しようとするものです。

◆ すべての人がそれぞれの役割分担の下に協働によって取り組むこと

すべての人が、事業活動や日常生活のあらゆる面で環境の保全に対し優先的に配慮し、それぞれの責任に応じた役割を認識し、協力と働きかけによって、より積極的に取り組んでいこうとするものです。

◆ すべての人が地球環境保全を自分に関係のある問題としてとらえ行動すること

今日の地球環境は、地球温暖化や酸性雨、砂漠化など、多種多様な環境問題を抱えており、その要因の多くは、人間活動によるエネルギーや資源の消費に起因するものです。

地球環境保全のためには、私たち一人一人が地球環境問題について認識し、国際的な連携及び協力の下に、事業活動や日常生活のあらゆる面で自主的に実行していくことが必要です。

桜川市環境基本条例第3条

(基本理念)

第3条 環境の保全是次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に則り推進されなければならない。

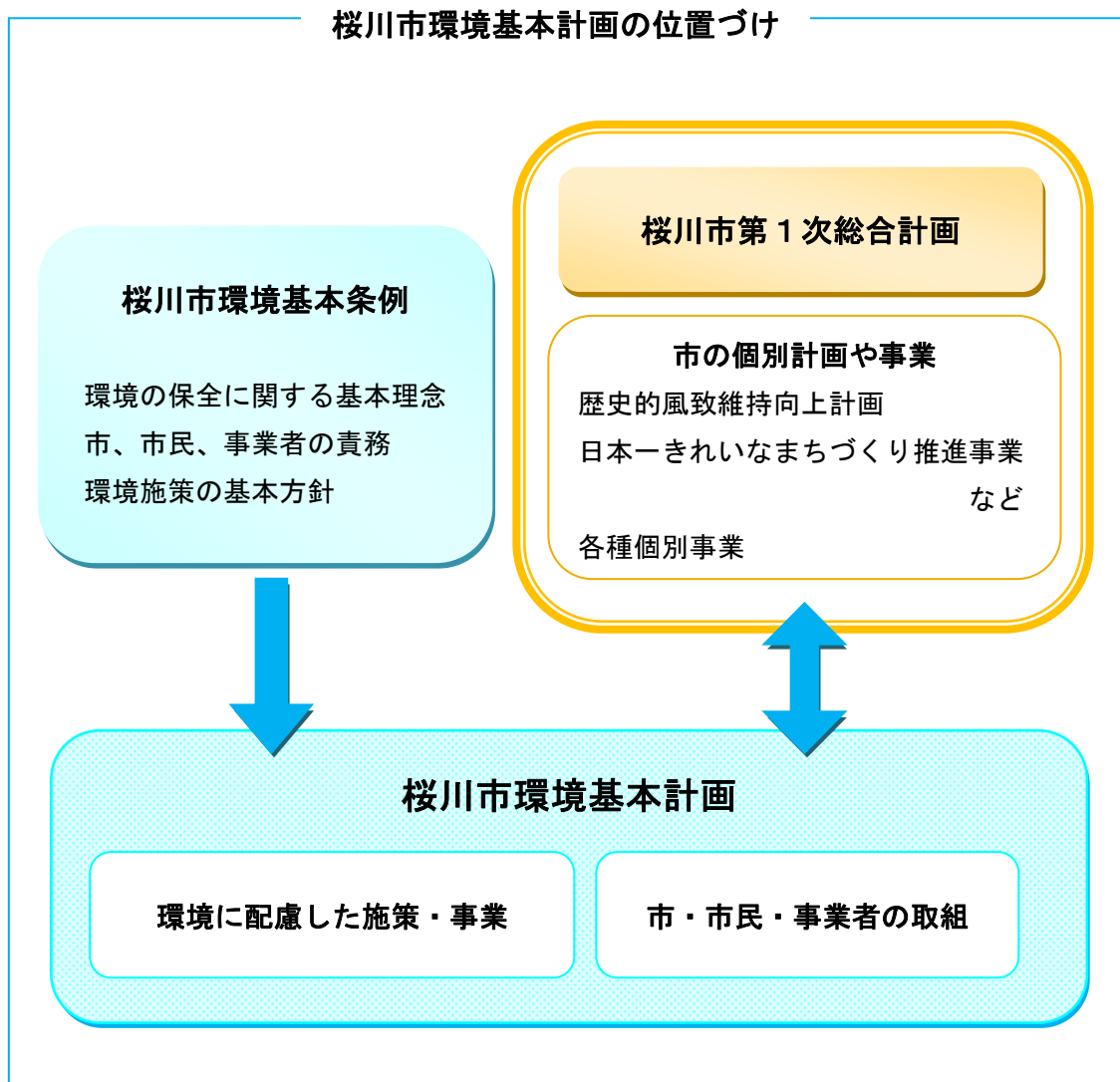
- (1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることに鑑み、これを将来に渡って維持し、向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民が環境の恩恵を享受することができるよう積極的に推進すること。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少ない、継続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。
- (3) 市、市民及び事業者がその事業活動及び日常生活において環境の保全に対し優先的に配慮し、それぞれの責任に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、市民及び事業者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

第2節 環境基本計画の位置づけと役割

本計画は、桜川市環境基本条例第7条に基づく計画であり、また、地方自治法第2条第4項に基づいて策定された「桜川市総合計画基本構想／前期基本計画（平成19年3月）」に示す市の将来像「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市～やすらぎのまち桜川～」を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。

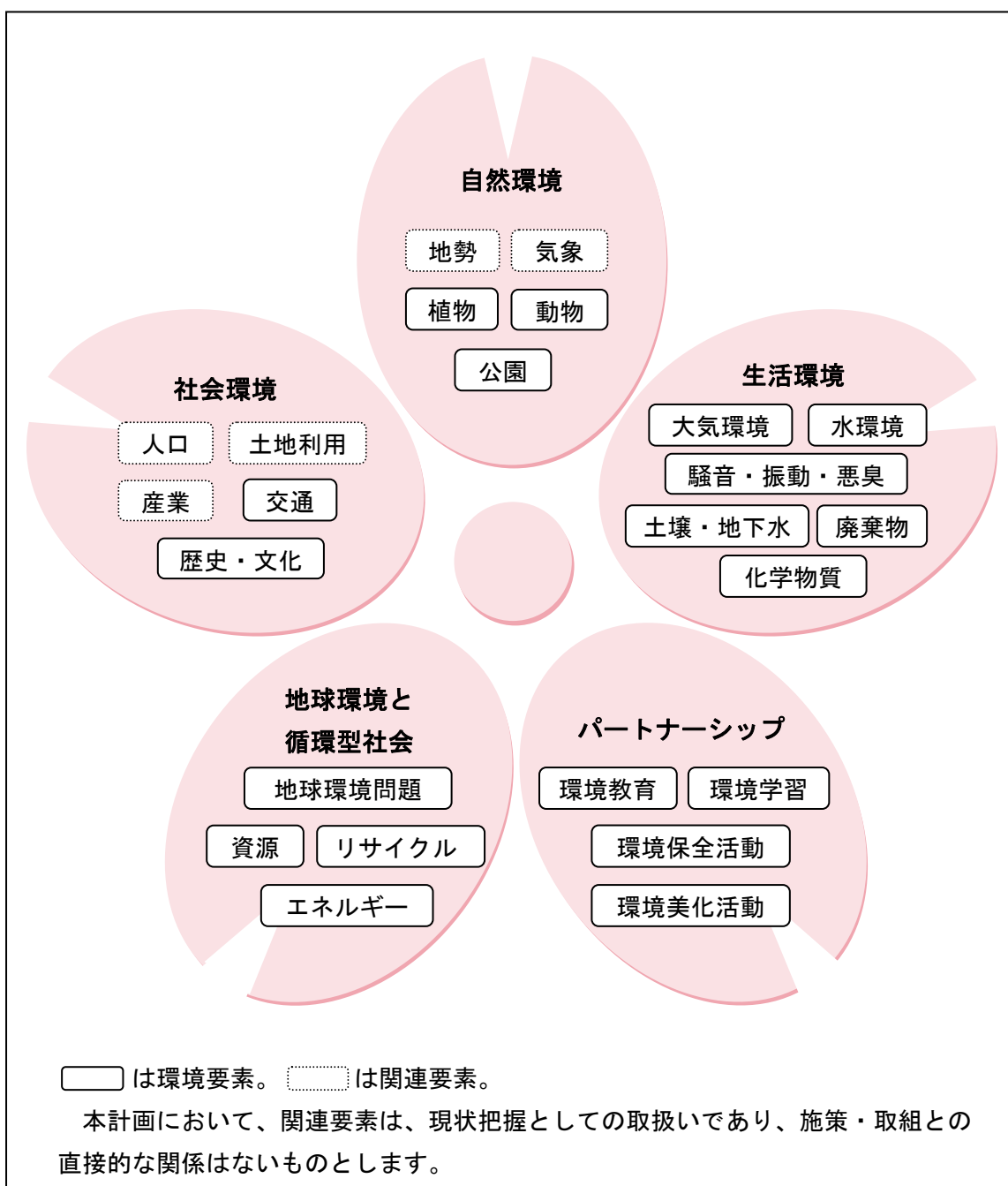
また、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

あわせて、桜川市環境基本条例に示す市・市民・事業者の責務を果たすために、それぞれの環境への配慮指針について示すとともに、行動の促進を図るものです。



第3節 環境基本計画の対象範囲と分野構成

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、大気汚染、水質汚濁等の公害問題、緑の保全・創出、水辺の保全・整備、歴史的文化の保存、都市景観の形成、廃棄物の減量やリサイクル、地球温暖化や省エネルギー、野生生物の種の減少等、環境に関する全ての事象を対象とします。本市では、そこから環境要素・関連要素を抽出し、大きく5つの分野（①社会環境、②自然環境、③生活環境、④地球環境と循環型社会、⑤パートナーシップ）に分類しました。



第4節 計画の期間

平成 21 (2009) 年度から平成 30 (2018) 年度までの 10 年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5節 計画の構成

序章 桜川市環境基本計画の基本的事項

計画の基本理念、位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的事項を定めました。

第1章 桜川市のいま **—桜川市の環境—**

桜川市の環境の現状と特徴を示しました。また、社会環境や自然環境からは地域の象徴となるものを、地球環境と循環型社会、パートナーシップからは、活動の紹介とメッセージをとりあげました。

第2章 市民の目 **—市民・事業者の環境意識—**

計画に市民の意見や視点を反映させるために実施した市民及び事業者を対象としたアンケートの結果を抜粋しました。

第3章 そして未来へ **—課題と目標—**

「桜川市環境基本条例」の「基本理念」に基づき、本市の望ましい環境将来像とその達成に向けた5つの基本目標を定め、第1章と第2章から集約された桜川市の環境の課題を示しました。

第4章 実現に向けて **—市・事業所・市民の取組とその管理—**

第3章に掲げた5つの「基本目標」と「望ましい環境将来像」の実現に向けた環境目標を示し、本計画の施策体系を現し、環境目標の達成に向けた施策の展開の方向を明らかにするとともに、環境施策と各主体の取組みを明示しました。

また、本計画の実効性を確保するために必要な仕組みを明示しました。

第6節 計画の推進

本計画の主体は、桜川市のすべての市民（滞在者含む）、事業者、市とします。

それぞれの責務を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。